

第3節 砂丘の整備

- ・ 砂丘は、できる限り海側前線部に平行に設置するものとし、かつ、その高さを一定に保つこととし、砂丘が無い区域には、新設していく。**(機能強化)**
- ・ 砂丘は、できる限り林帯内にも新たに設置する。**(多重防御)**
- ・ 既設砂丘は、柵工補強等や、開口部について一体化することにより連続性を図る。**(機能強化、連続性、関係機関との協働)**

砂丘は、①飛砂等から植栽木を保全する観点、②津波エネルギーを減衰し背後の森林を保全する観点から、可能な限り保安林の最前線部に設置するものである。

砂丘の高さについては、千葉東沿岸海岸保全基本計画において、防護施設等（海岸保全施設及び保安林の砂丘や有料道路等を含む自然地形のこと）の高さについて定めることから、この高さに配慮していく。

なお、森林の幅が広く、かつ、林内に水路を設置する場合は、②の目的だけでなく、掘削した土砂を有効的に利用するためにも、林内に砂丘を設置することを検討する。

既設の砂丘については、一部に津波による損傷がある箇所の補強や、開口部における砂丘の一体化を関係機関と協働して行い砂丘の連続性を保つことにより、機能発揮を図る。



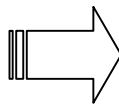
土塁の裏法損傷（旭市三川）



河川沿いの砂丘設置（匝瑳市長谷 右に新川）



砂丘の開口部の一体化（白子町古所）



同（施工後）

